

ごみ排出困難世帯の戸別収集について

広報こうか 令和4年7月号 13頁 抜粋

TOPICS
15

ごみの排出が困難な世帯の戸別収集を開始します

- 問合せ：ごみの収集運搬に関すること — 生活環境課 **Tel** 69-2145
利用申請に関すること ————— 長寿福祉課 **Tel** 69-2164
障がい福祉課 **Tel** 69-2161

ごみを集積所まで排出することが困難な高齢者又は障がい者の世帯を対象に、自宅の玄関先に出されたごみを戸別に収集し、日常生活における負担の軽減を図るとともに、ごみの排出状況等により見守りを行います。



サービス概要

- 対象世帯は指定された日時までに、玄関先等に設置したふた付きのごみ箱にごみを入れてください。収集運搬業者が戸別に回収します。
- 燃えるごみは燃えるごみの指定袋に、資源ごみ(燃えるごみ以外のごみ)は任意の袋にまとめて入れてください。
- 収集は燃えるごみは週1回、資源ごみは月1回の回収となります。
- ごみが出されていない場合は、インターホン等により声掛けを行います。

対象世帯

ごみを集積所や衛生センターなどへ運ぶことが困難な世帯であって、下記に該当する世帯またはそれに準じる世帯を対象とします。

- 要介護認定を受けている65歳以上の方または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯
 - 介護保険サービスを利用している世帯、または障害福祉サービスを利用し、家事援助を受けている世帯
- ※該当するか判断に迷われる場合はご相談ください。